

# 地区委員ニュース

つつじ野団地管理組合

地区委員会発行

第77号

2017/11/25

自己都合だけを優先し他を顧みない一部の人たちによるルールを無視したゴミの不法投棄や不法駐車が後を絶ちません。「安全で住みよい生活環境」の維持・向上のために、ルール違反状況の更なる改善が図れるよう生活ルールの遵守・徹底をお願いいたします。

## ゴミ集積所の現状（点検結果から）

（環境保全部）

〔平成29年6月～29年10月の点検結果〕  
平成29年6月から平成29年10月末までの5ヶ月間、ゴミ集積所におけるゴミ出しルールに違反する総件数は、145件（231件）でした。  
（前年度同期間の違反件数）

- その日に指定されたゴミではないものが出ている。 129件
- 収集完了後に、ゴミを出している。 16件
- ※ もやすゴミ・プラスチックゴミは、必ずカラス除けネットをかけて下さい。
- ※ アルミ缶は管理組合の袋に、ビニール袋から出して入れて下さい。  
アルミ缶の袋の中にビン・ペットボトル・ビニールを入れしないで下さい。

## ゴミ出しルールについてのお願い

- ◆ 「粗大ゴミ」や「集積所に出してはいけないゴミ」が出されています。これらのゴミは収集されません。奥富環境センターへ直接持ち込むか電話予約にて戸別収集による対応をお願いいたします。  
<予約専用電話> Tel 2953-2832（受付時間：8時30分～15時30分）
- ◆ 「ゴミ出し」は、決められた収集日の朝8時頃までに出してください。
  - ・収集日の前日や収集日当日の遅い時間帯には、絶対に出さないでください。
- ◆ 収集対象以外の「ゴミ出し」はしない。当該ゴミ収集日に出してください。
- ◆ 「缶、瓶、乾電池の日」には、瓶の蓋は必ず取り外して出してください。
  - ・取り外した蓋は、「燃やさないゴミの日」に出してください。
- ◆ 「燃やすゴミの日」（毎週火・金曜日）は、古紙・古布類を出さないでください。
- ◆ 燃やすゴミ以外のゴミ（古布・燃やさないゴミ類・ペットボトル・プラスチック）は、必ず「透明な袋」に入れて出してください。

## 不法駐車車両の現状（取締り結果）

（生活秩序部）

つつじ野団地では、所定駐車場以外の場所での駐車は禁止となっています。  
路上駐車や駐車場以外の場所での駐車は、火災・救急等緊急時の車両進入の妨げや  
その他、事故の原因にもなります。  
当団地では、不法駐車の一掃を目指して随時パトロール等により不法駐車取締りを行  
っております。所定駐車場所以外での駐車は行わないようお願いします。

### ● 平成29年6月～29年10月の月別不法駐車警告台数

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	累計
44	49	55	60	62								270

## 車両駐車についてのお願い

- ◆ 車で来訪される方には、事前に当団地内には駐車場が少ない旨を伝えてください。
- ◆ 止むを得ず車で来訪される場合には、早めに管理事務所で手続きのうえ、指定され  
た来客用駐車場（駐車位置）に駐車してください。
- ◆ 工事車両等、機材搬入出の場合には、工事住宅の号棟・住宅番号をフロント部分に  
明示させてください。搬入後は、速やかに管理事務所の指定した来客用駐車場に駐  
車させてください。

### <車両進入防止杭についてお願い>

工事車両等が機材搬入出のため、止むを得ず車両進入防止杭を取り外す場合があります。  
所用終了後、元の状態に戻さないと他の車両が頻繁に進入する要因に繋がります。  
機材搬入出後には、必ず車両進入防止杭を元の状態に戻すよう運転者に伝えてください。

- ◆ 介護サービス等の介護車両で止むを得ず一時的に駐車をする場合には、必ずハザー  
ドランプを点灯させるか管理事務所で指定した来客用駐車場に駐車させてください。
- ◆ 一時的に運転席を離れる場合には、必ずハザードランプを点灯してください。

地区委員会では、不法な駐車車両の減少に向けて更に活動を強化しております。

- 不法駐車車両への「警告書」の貼り付け
- 警告無視や常習的な悪質車両の公表

## 悪質な不法駐車常習車両

- | （車両ナンバー）       | （車種）     | （カラー） | （駐車場所）   |
|----------------|----------|-------|----------|
| ● 所沢502 て ・59  | ホンダ スパイク | 白     | 1街区23号棟前 |
| ● 所沢50 は 24-65 | ホンダ ライフ  | 白     | 4街区16号棟前 |
| ●              |          |       |          |

安全で住みよい生活環境の維持は、全員参加の『自主管理』で！